平成29年度 高等学校等奨学金の採用状況について

採用状況(H29.6月)

平成29年6月14日現在 学校支援課

<採用要件>

修学支援奨学金:世帯収入が、生活保護基準額の1.5倍以内 育成奨学金:評定平均値3.0以上かつ世帯収入が、生活保護基準額の3.0倍以内

29 年度 (単位:人)

区分	申請数	取下・辞退	不採用	保留	新規採用	継続者	H29 貸与者 合計
新規募集(4月)	224	1	12	2	209	613	822
中学予約	40	12	6	0	22	_	22
計	264	13	18	2	231	613	844

28 年度 (単位:人)

区分	申請数	取下∙辞退	不採用	保留	新規採用	継続者	H28 貸与者 合計
新規募集(4月)	286	13	9	0	268	705	973
中学予約	63	10	12	0	41	-	41
小計	349	23	21	0	309	705	1,014
追加募集(9月)	35	0	3	0	32	-	32
緊急採用	0	0	0	0	0	1	0
計	384	23	24	0	341	705	1,046

〇奨学金貸与人数推移

区 分	H24実績	H25実績	H26実績	H27実績	H28実績	
奨学金貸与人数	1,525	1,463	1,389	1,273	1,046	
対前年増減	△75	△62	△74	△116	△227	

	奈良県高等学校等	等奨学金(無利子)						
奨学金の名称	修学支援奨学金	育成奨学金						
貸与対象者	高等学校(全日制課程、定時制・通信制課程)、 中等教育学校の後期課程、高等専門学校	高等学校(全日制課程、定時制・通信制課程、特別支援学校の高等部)、中等教育学校の後期課程、専修学校の高等課程(規則で定めるものに限る)						
	生活保護基準 1.5 倍以内	生活保護基準 1.5 倍以内、意欲のある生徒は予算の範囲内で 3.0						
貸与基準	(世帯全員の収入額合計)	倍以内(世帯全員の収入額合計)						
	_	向学心、勉学意欲があり評定平均値 3.0 以上						
	親権者又は未成年後見人が県内に住所を有していること							
	地方公共団体、その他公共的団体から学資の貸与、又は給付を受けていないこと							
	国公立:自宅 18,000円(生活保護受給者	国公立:自宅 18,000円(生活保護受給者 5,000円)						
	自宅外 23,000円(同 10,000円)							
貸与額	私 立:自宅 30,000円 (同 17,000円)							
	自宅外 35,000円(同 22,000円)	自宅外 35,000円(同 22,000円)						
		:額は月額						
申請時期	4月~5月上旬							
	校長推薦書、奨学金申請書、市町村長発行の原	所得に関する証明書(収入金額、扶養親族数、課税金額、非課税						
申請書類	帯全員の住民票謄本、連帯借受人の印鑑登録証明書、口座振替							
	申出書、借用証書等							
支払時期	貸与決定後、8月(継続申請は4月)・10月に、6ヶ月分ずつを振り込み							
保証人	1名(連帯借受人)							
返済期間	貸与の終了月の翌月から起算して6カ月を経過した後10年以内、月賦又は半年賦(一括返還可)							
申込先	在学する学校の校長を経由して、奈良県教育委員会学校支援課授業料奨学金係へ提出							
	高等学校全日制課程 3年 高等学校定時	時制課程・通信制課程 3年または4年						
貸与期間	中等教育学校の後期課程 3年 高等専門学校 5年(修学支援奨学金)							
	特別支援学校の高等部 3年 専修学校の高等課程 3年(育成奨学金)							
休止	貸与を受けている者が休学等で一定期間以上にわたり学校を休むときは、届け出なければなりません。このときは、奨学金の貸与を一時的に中止します。							
打切り	貸与を受けている者が、要件に該当しなくなったとき、又は、貸与を受けることを辞退したときは、届け出なければ なりません。このとき、奨学金の貸与を終了します。							
	次の場合、申請によって返還が猶予されます。							
\= \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	(1) 本人が高校・高専、短大・大学、大学院、または専修学校等に在学している場合。							
返還猶予	(2) 本人が、疾病や災害 その他、やむを得ない特別な事情等で一時的に返還が困難になった場合。							
	※猶予(ゆうよ)とは、返還の開始時期を一定期間先へ延ばすことです。							
	次の場合、申請によって返還が免除されます。							
返還の免除	1)本人が死亡した場合。							
	(2)精神もしくは身体に著しい障害をうけ返還することができなくなったと認められる場合。							
	次のときは、必ず奨学金係に連絡してください。							
	(1)氏名、又は住所・電話番号を変更したとき							
-	(2)退学、転学、休学、又は復学したとき (2)日一党先も重ねて屋修士をに至ったとき							
届出	(3)同一学年を重ねて履修するに至ったとき							
	(4)地方公共団体、その他公共的団体から貸与又は給付を受けるとき (5)連帯借受人の氏名・住所の変更、死亡、破産手続開始の決定を受けたとき							
	(5)連帯情受人の氏名・任所の変更、死亡、破産手続開始の決定を受けたとさ (6)奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするとき							
		るこさ ,・災害等の事由により、家計が急変し、緊急に奨学金が必要にな						
聚 刍掉田将学全								
系心体の关于立 について	ことなり。 詳しい要件等については在籍する学校の奨学金担当者にお問い。							
- ·	合わせください。							
	= 							